

○議事日程（令和5年6月23日最終日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議会運営委員会の報告
日程第3 諸般の報告
日程第4 議案第33号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第5 議案第34号 養老町税条例の一部を改正する条例について
日程第6 議案第35号 養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第7 議案第36号 養老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第8 議案第37号 養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第9 議案第38号 養老町火災予防条例の一部を改正する条例について
日程第10 議案第41号 令和5年度養老町一般会計補正予算（第3号）
日程第11 報告第3号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する調停に代わる決定）
日程第12 報告第4号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）
日程第13 発議第7号 議員の派遣について
-

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 野村 永一

○出席議員

1番	佐野 伸也	2番	大橋 みち子
3番	西脇 康	4番	清水 由美子
5番	北倉 義博	6番	岩永 義仁
7番	吉田 太郎	8番	早崎 百合子
9番	野村 永一	10番	松永 民夫
11番	水谷 久美子		

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	川地 憲元	副町長	田中 一也
教育長	森島 恵照	総務部長	川口 智也

総務部総務課長	近藤晴彦	総務部 企画財政課長	尾前真理
総務部税務課長	永嶺早苗	住民福祉部長兼 健康福祉課長	近藤真由美
住民福祉部 住民環境課長	藤田勝彦	住民福祉部 子ども課長	香川明美
産業建設部長	大倉修	産業建設部参事兼 産業建設部 産業観光課長	竹中修
産業建設部 建設課長	吉村和人	産業建設部 水道課長	加納康宏
会計管理者	松岡弘泰	会計課長	若山実穂
教育委員会 事務局長	中島恵美	教育委員会 教育総務課長	大橋嘉代
教育委員会 生涯学習課長	西脇直樹	消防長	高橋正人
消防次長兼 消防課長	大倉巧	消防総務課長	古川博規

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会事務局長	中島和哉	議会事務局書記	國枝利法
--------	------	---------	------

(開議時間 午前9時30分)

○議長(野村永一君) おはようございます。

令和5年第2回養老町議会定例会を再開するに当たり、議員並びに執行部各位には何かと御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いします。傍聴席の皆様も御一緒をお願いします。

前段を私が読み上げますので、後段の御唱和をお願いいたします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長(野村永一君) ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は全員出席であります。

また、インターネットライブ中継及び録画放送のため、議場内のビデオ撮影を行います。このインターネットライブ中継は、役場1階ロビーのモニターでも放送いたします。

なお、本定例会においては、上着の着用を自由としておりますので、暑い方については上着を脱いでいただいて結構です。

ただいまから令和5年第2回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

○議長(野村永一君) それでは、日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第127条の規定によって、7番 吉田太郎君、8番 早崎百合子君を指名します。

○議長(野村永一君) 次に、日程第2、議会運営委員会の報告を行います。

6月22日に議会運営委員会が開催され、本定例会最終日の運営等について審査されました。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 早崎百合子君。

○議会運営委員長(早崎百合子君) 議会運営委員会報告をさせていただきます。

6月22日午前9時より、委員及び議長並びに執行部出席の下に開会いたしました。

協議事項は、第2回養老町議会定例会最終日の日程等についてであります。

日程につきましては、会議録署名議員の指名、議会運営委員会の報告、諸般の報告を順次行い、その後、議会初日に上程された議案の審議が終了した後に、日程第11、専決処分の報告について(養老町営住宅の管理に関する調停に代わる決定)と日程第12、専決処分の報告について(損害賠償の額の決定)の計2議案を上程することと決定しました。

次に、審議方法につきましては、議事日程の日程第11、専決処分の報告について(養老町営住宅の管理に関する調停に代わる決定)と日程第12、専決処分の報告について

(損害賠償の額の決定)の計2議案は、それぞれ逐条上程し、地方自治法第180条第2項の規定による議会への報告でありますので、報告のみを受けること。

以上のとおり決定いたしました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長(野村永一君) 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

○議長(野村永一君) 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

また、休会中に総務民生委員会、予算特別委員会が開催され、付託案件の審査報告書が議長に提出されました。詳細については、後ほど委員長より報告を求めます。

これで諸般の報告を終わります。

○議長(野村永一君) それでは、日程第4、議案第33号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第9、議案第38号 養老町火災予防条例の一部を改正する条例についてまでの6議案を一括議題として上程いたします。

この6議案は、総務民生委員会に付託し、審査されましたので、ここで総務民生委員長より審査の経過及び結果についての報告を求めます。

総務民生委員会委員長 西脇康君。

○総務民生委員長(西脇 康君) 去る6月12日、各委員及び執行部の出席の下、総務民生委員会を開会いたしました。

審査事項は、当委員会に付託されました条例の一部改正6件の議案についてであります。

委員会での主な質疑と審査結果について御報告いたします。

まず、議案第33号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてに関しましては、1. 新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことに伴い、特殊勤務手当を廃止し、町長が定める額と改正されるが、その具体的な考え方はの問いに対して、今後新たに国において2類相当の感染症が規定された場合に、国に準じて特殊勤務手当の額を定めていくものとの回答でした。

次に、議案第34号 養老町税条例の一部を改正する条例についてに関しましては、改正に伴う特定小型原動機付自転車とは具体的に何を指すのか、また課税に当たり所有者をどのように把握するのかの問いに対しまして、基本的には電動キックボードであり、基準を満たすものはナンバー登録が必要となるため、その手続を基に課税されるもの。現在、電動キックボードの登録台数は8台あり、そのうち今回の改正に該当するものは1台との回答でした。

2. 今後、電動キックボードの利用者が増えてくることも想定されるが、その啓発を

どう考えているかの問いに対して、交通安全担当部署にて協議し、公安とも連携しながら対応していきたいとの回答でした。

次に、議案第35号 養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてに関しましては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第36号 養老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてに関しましては、放課後児童健全育成事業の利用者数と実施場所は何か所かの問いに対して、令和5年5月31日時点で184名が利用しており、6月1日から6年生まで拡充されたことに伴い、5年生6名が新たに利用し始めている。町内7小学校の空き教室を利用し、養老小と笠郷小は2教室で実施しているため、計9か所で実施しているとの回答でした。

次に、議案第37号 養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてに関しましては、1. 特定教育・保育施設と特定地域型保育事業の対象施設はの問いに対して、特定教育・保育施設は施設型給付費の対象となるこども園や保育園が該当し、公立5園と私立4園が対象、特定地域型保育事業は小規模保育事業が該当し、私立の2園が対象との回答でした。

次に、議案第38号 養老町火災予防条例の一部を改正する条例についてに関しましては、1. 改正により対象となる20キロワットを超える急速充電設備の設置数はの問いに対して、町内で推定4か所設置されているとの回答でした。

2. 喫煙所に標識を設置する必要がある対象施設はの問いに対して、劇場、映画館、公会堂等、大型百貨店などが対象となり、町内では、公共施設として中央公民館の1か所、大型百貨店として13か所が該当するとの回答でした。

以上、審査されました条例の一部改正6件の議案につきまして、質疑、討論、採決の結果、挙手全員により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、総務民生委員会の審査経過並びに結果報告といたします。

○議長（野村永一君） 総務民生委員会委員長の報告が終わりました。

これより、総務民生委員会委員長報告に対する質疑を行います。

なお、これらの案件については、総括質疑が終了しておりますので、所属外の議員から経過及び結果についての質疑といたします。

なお、審査の経過及び結果についての質疑は、総務民生委員会委員長に答弁をお願いします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより議案ごとに順次、討論及び採決を行います。

まず、日程第4、議案第33号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第34号 養老町税条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第35号 養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第36号 養老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第37号 養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第38号 養老町火災予防条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第10、議案第41号 令和5年度養老町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

この1議案は予算特別委員会に付託し、審査されましたので、予算特別委員長より審査の経過及び結果についての報告を求めます。

予算特別委員会委員長 吉田太郎君。

○予算特別委員長（吉田太郎君） 予算特別委員会からの報告をします。

去る6月12日、各委員及び議長並びに執行部の出席の下、予算特別委員会を開会しました。

審査事項は、当委員会に付託されました令和5年度一般会計補正予算の議案についてであります。

委員会での主な質疑と審査結果について報告いたします。

議案第41号 令和5年度養老町一般会計補正予算（第3号）に関しましては、1. 総合保健福祉施設整備事業の具体的な事業内容はこの問いに対して、旧町民プールを老人福祉センターと保健センターを統合した総合的な保健福祉施設とするよう計画している。現在、基本的な計画案を検討しており、まとめり次第、詳細設計に移行できるように、今回、設計委託料として予算計上したものとの回答でした。

2. 総合保健福祉施設の名称はどう考えているかの問いに対して、最終的な施設名称は今後検討しなければならないと考えているとの回答でした。

3. 町子育て世帯物価高騰対策給付金は保護者からの申請をもって支給されるのかの問いに対して、町から児童手当の支給をしている世帯は申請が不要でプッシュ型での支給を検討しているが、公務員世帯及び児童手当を受けていない世帯は申請いただいてからの支給となるとの回答でした。

4. 町子育て世帯物価高騰対策給付金の振込日はこの問いに対して、プッシュ型支給の方は10月以降、申請の方も同時期くらいから御案内し、申請受付次第、随時支給する予定をしているとの回答でした。

5. 用地取得関係事業の内容はこの問いに対して、新食肉基幹市場建設に当たり、当初予算において不動産鑑定評価について計上しており、今回の補正予算では候補地内にある物件、建物、動産などの補償費の算定業務について予算計上したものとの回答でした。

6. 新食肉基幹市場推進室の会計年度任用職員は、6月広報での募集に加え、議決後、再度募集するということかの問いに対して、現在1名の会計年度任用職員を雇用しているが、業務量の増加により急遽職員が必要となったため、現存の予算で新たに募集をしている。今後は業務がさらに増加すると想定され、その方を再度雇用するため、今回、予算計上したものとの回答でした。

7. 橋梁長寿命化計画事業の内容はこの問いに対して、養老新橋の養老鉄道が交差する部分について、養老鉄道との調整の結果、第三者被害予防措置点検が必要となることとなったため予算を計上したものとの回答でした。

以上、審査に付されました令和5年度一般会計補正予算の議案につきましては、質疑、討論、採決の結果、挙手全員により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これもちまして、予算特別委員会の審査経過並びに結果報告といたします。

○議長（野村永一君） 予算特別委員会委員長の報告が終わりました。

ただいまの予算特別委員会委員長報告に対する質疑ですが、この案件については議会初日に総括質疑が終了しており、私以外の委員会所属外の議員がいないことから省略いたします。

それでは、日程第10、議案第41号 令和5年度養老町一般会計補正予算（第3号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第11、報告第3号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する調停に代わる決定）を上程し、議題とします。

本件は、地方自治法施行令第180条第2項の規定による報告であるため、報告のみを受けたいと思います。

町長より報告を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました報告第3号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する調停に代わる決定）の概要を説明させていただきます。

この専決処分につきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、養老町営住宅の管理に関する調停に代わる決定について報告するものでございます。

この件は、訴えの提起後、一部の相手方より、滞納家賃を分割にて全額返済するので和解したいとの申出がありましたが、出頭しない相手方がいたことから、訴訟上の和解ではなく、民事調停手続を行い、令和5年6月1日に調停に代わる決定がなされたことにより、専決処分をいたしました。内容につきましては、別紙専決処分書のとおりでございます。

以上、報告第3号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する調停に代わる決定）の説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 報告が終わりました。

○議長（野村永一君） それでは、日程第12、報告第4号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）を上程し、議題とします。

本件も地方自治法施行令第180条第2項の規定による報告であるため、報告のみを受けたいと思います。

町長より報告を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 失礼いたします。

ただいま上程賜りました報告第4号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）の概要を説明させていただきます。

この専決処分につきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、道路管理瑕疵における損害賠償の額の決定について報告するものでございます。

この事故等は、令和5年4月7日午後5時30分頃、町道石畑4号線を走行中の自動車に対しまして、桜の木の枝が折れ、落下直撃し、ボンネット等が破損したため、損害賠償をするものでございます。

令和5年6月12日に示談が成立し、損害賠償の額が確定したため、専決処分をいたしました。内容につきましては、別紙専決処分書のとおりでございます。

以上で、報告第4号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）の説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 報告が終わりました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第13、発議第7号 議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣については、お手元に配付したとおりに派遣することに決定いたしました。

ただいま議員派遣の件が議決されましたが、派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定については議長に委任されたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認め、ただいまのとおり決定いたしました。

○議長（野村永一君） これをもちまして本日の議会日程にあります議案の審議は全て終了しました。

お諮りします。

次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会閉会中も議会運営委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会運営委員会に付託することに決定しました。

○議長（野村永一君） お諮りします。

第2回定例会の審議内容等を報告する機関誌の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会閉会中も議会だより編集特別委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も第2回定例会の審議内容等を報告する機関誌の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会だより編集特別委員会に付託することに決定しました。

○議長（野村永一君） お諮りします。

総務民生・産業建設の各常任委員会及び予算特別委員会、議会改革特別委員会の所管事務の調査について、議会閉会中も継続して調査・研究することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会及び予算特別委員会、議会改革特別委員会の所管事務の調査について、継続して調査・研究することに決定しました。

○議長（野村永一君） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

これをもちまして、令和5年第2回養老町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

（閉会時間 午前10時05分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年6月23日

議 長 野 村 永 一

議 員 吉 田 太 郎

議 員 早 崎 百 合 子